

生徒心得(生徒手帳、入学のしおりより抜粋)

高校生活の基本について

- 1 服装は端正にして清潔、華美に走らず、流行をおうことなく、質素な容姿に心がけ、高校生としての品位を保とう。
- 2 礼儀正しく、敬愛の念を忘れず、互いに人格を尊重し、友情と信頼をもって交際しよう。
- 3 規律を守り、健全で明朗な高校生として、自覚のある生活習慣を確立しよう。

基本的生活習慣の十箇条

- 1 校訓である克己心を身につけ、理想を達成するよう努力しよう。
- 2 きびしい自己点検により、基本的生活習慣を身につけよう。
- 3 心のこもった挨拶から、明るい校風をつくろう。
- 4 遅刻をなくし、規律を守り、時間を大切にしよう。
- 5 服装、髪型は質素・清潔にして、内面の充実をはかろう。
- 6 清掃・HRの役割等を果たして、責任感のある人間になるよう努力しよう。
- 7 予習・復習を徹底し、授業を大切にしよう。
- 8 健康に注意し、自他共に生命の尊重をしよう。
- 9 人の心をよく理解し、差別・いじめを許さない人間になろう。
- 10 自主学習と部活動等の両立により、人生の生き方等について思索を深めよう。

校内生活一般について

- 1 始業時から終業時までには外出を禁止する。やむを得ず外出しなければならない時は、学級担任又は関係学年の先生に届け、外出許可証を受け外出する。
- 2 昼食は昼休み時間にホーム・ルーム教室又は食堂でとる。
- 3 学用品以外の物品は持参しない。やむなく必要とする場合は、学級担任に届け出る。
- 4 生徒証は常に携帯する。
- 5 所持品には学年・組・名前を明記する。遺失物、拾得物は学級担任か生徒支援部にすみやかに届け出る。
- 6 校舎内外の美化に心がけ、清掃当番は責任をもって行う。
- 7 遅刻をしないよう余裕をもって登校し、チャイムと同時に授業が受けられるように心がける。
- 8 集会等においては時間を守り、常に5分前行動を心がける。
- 9 上履き、下履き、体育館シューズ、便所用スリッパの使用は厳正に区別する。
- 10 次の場合は、事前に生徒支援部の許可を受けなければならない。
 - a 校内でポスターやビラを掲示、配布するとき。
 - b 校内で刊行物を発行、配布するとき。
 - c 学校規定外の集会や活動を行うとき。また、外部団体からの働きかけ等があるとき。
- 11 教室を移動する時は、現金・貴重品は必ず身につける。また、必要に応じて貴重品袋を利用する。

欠席・遅刻・早退について

- 1 正当な理由なく欠席・遅刻・早退をしない。
- 2 欠席する場合には保護者から学校に連絡する。
- 3 事情あって早退する場合は、学級担任(不在の場合は関係学年の先生)に届け出て、その指示に従う。
- 4 遅刻した場合は、職員室で遅刻届を受け取り、授業に出席する。
- 5 病気による欠席が一週間以上にわたる場合は、医師の診断書を提出する。

校舎及び諸施設の愛護について

- 1 校舎・諸施設及び校具等を大切に、いつまでも美しく利用できるよう心がける。
- 2 校舎・校具を破損・紛失したときは、直ちに学級担任又は係の先生に届け出る。
- 3 立ち入り禁止区域には絶対立ち入らない。
- 4 校内における火気の使用は厳禁する。

礼儀・交友について

- 1 先生に対してはもちろんのこと、生徒間においても互いに挨拶を交わす。なお、来客に対しても挨拶をする。
- 2 言葉づかいに留意し、常に正しくていねいにする。
- 3 互いの人格を尊重し、友情と信頼をもって交際する。特に校外での交際は明朗健全で高校生としての品位を重んじる行動をとる。

校外生活について

- 1 校外生活にあっても、常に本校生徒としての自覚と責任ある行動をとり、好ましくない社会風潮に流されないよう心がける。
- 2 夜間外出はつとめて避ける。
- 3 外泊を伴う旅行等は保護者の承諾書を添えて学校に届け出る。
- 4 高校生として好ましくない場所や入場を禁止されている場所へは立ち入らない。
- 5 アルバイトは禁止する。ただし、家庭の事情などでやむを得ない理由のある場合は、所定の手続きにより、承認を得なければならない。
- 6 運転免許の取得は禁止する。

登下校について

- ア 原則として通学は徒歩とし、自転車による通学は許可制とする。
- イ 単車の使用は厳禁しているので絶対に使用しない。
- ウ 交通法規を守り、安全に留意する。自転車通学の場合、信号無視、並走、スピードの出し過ぎ等をしない。雨天時においては、必ずレインコートを着用する。(傘をさしての自転車の乗用は厳禁とする。) 携帯電話(スマートフォン)の使用、携帯電話やオーディオプレイヤーを使用しながらの自転車乗用も厳禁である。また安全のためヘルメットを着用することを推奨する。
- エ 通学時は交通の激しい道路をできるだけ避け、各自で安全な通学方法を設定する。
- オ 通学の途中では、地域の住民に迷惑をかけることのないように注意する。
- カ 自転車は校内の所定の駐輪場に置き、校外に放置してはならない。
- キ 2人乗りは絶対にしてはならない。
- ク 道路の左側を1列で安全に走行する。
- ケ 校内の指定された区域では自転車を降り、周囲の安全に十分に留意して通行する。
- コ 下校時刻は、3月から10月までは18:30、11月から2月までは18:00を目安とする

「生命の尊重」と交通マナーについて

1. 「三ない運動」について

兵庫県では昭和45年ごろから高校生による単車等の事故が増加し、平成3年度には死傷者は3000人を越えた。また、暴走行為のみならず高校生の単車には多くの地域住民から苦情が寄せられるようになった。その結果、いわゆる「三ない運動」が兵庫県だけでなく全国的に推進されるようになった。本校では生命尊重の観点から、1・乗らない 2・買わない 3・免許を取らない の「三ない運動」を推し進めている。

「自転車通学」について

本校は住宅過密地にある。また国道、県道の激しい交通事情を考慮し、原則として通学は徒歩通学としている。自転車による通学は許可制とする。学校内外を問わず自転車に乗る機会が多いが、自転車は道路交通法で軽車両に属し、その法規に従って運行しなければならない。

— 自転車通学者順守事項 —

- (1) 徒歩通学者の安全と混雑を避けるため、指定された時間までに校門に入る。
 - (2) 事故防止のため、雨ガッパを携帯し、傘をさしての自転車の乗用は厳禁とする。
 - (3) 自転車は校内の所定の駐輪場に置き、校外に放置してはならない。
 - (4) 2人乗りは絶対にしてはならない。
 - (5) 道路の左側を1列で安全に走行する。
 - (6) 校内の指定された区域では自転車を降り、周囲の安全に十分に留意して通行する。
 - (7) 道路交通法の一部改正により、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されている。
- 以上の順守事項の違反者に対して、自転車通学許可を取り消す場合がある。

服装と頭髪について

高校生活の基本にもあるように服装・頭髪については高校生としての品位をそなえ清潔で端正であるよう心がけよう。ややもすると流行に流されがちであるが、服装や頭髪といった外見が内面を物語っていることに注意を払い、以下のことに留意しよう。

- (1) 制服を正しく着用する。
- (2) 化粧をしたり装身具を身につけたりしない。
- (3) 頭髪については、毛染めや脱色、パーマ、極端な刈上げ等による頭髪の変形、及びそれに類することは禁止する。体育授業時は指示された運動靴(革靴は禁止)・体育館シューズを使用する。

制服について

行事、式典等においては下記の各期間に応じた服装を着用する。

冬服 10月1日～5月31日

夏服 6月1日～9月30日

合服 上記期間中、気候に応じて別途指示する。

携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等について

学校敷地内での使用は禁止する。

ただし、部活動など敷地内で使用しなければ活動が成り立たない場合は、生徒支援部で審議し、許可をする。

BYOD について

BYOD 利用規定に準ずる。

許可願

- | | |
|----------|--|
| アルバイト承認願 | アルバイトは原則として禁止である。ただし、家庭の事情などでやむを得ない理由のある場合は所定の手続きにより、許可を得なければならない。 |
| 自転車通学許可願 | 原則として通学は徒歩通学とし、自転車による通学は許可制とする。 |
| 特別活動許可願 | 休業日における校舎、校庭の使用は前日までに特別活動願を提出し許可を受ける。 |
| 異装許可願 | 登下校は原則制服を着用する。万一、疾患その他特別の事情があつて規定の制服を着用できない場合には、異装願を提出し許可を得る。 |